

# PCクラブ25 会則 (27年度)

## 第1条 名称・目的

- (1) 本会は老大 25 期パソコンクラブ 0B 会で「PCクラブ25」と称す
- (2) 本会の目的は必要なパソコン操作を習得すると共に地域社会に寄与し、自らの生きがいの高揚を図ることを目的とする
- (3) 本会の事務局は会長宅に置く

## 第2条 会員

- (1) 会員は大阪府老人大学・高齢者大学、及び NPO 高齢者大学校の修了生とし、また、上記修了生以外でも、入会を希望する者は現会員の紹介、推薦等で可とする
- (2) 会員はパソコン及びメールアドレスを所有し、本会にメールアドレスを公開するものとする

## 第3条 主たるクラブの活動

- (1) 会員の IT 関連知識・技能の向上・研鑽のための活動と親睦を図るものとする
- (2) 会員名簿の発行
- (3) 本クラブのホームページ開設
- (4) 本クラブのメーリングリストの維持管理

## 第4条 役員

- (1) 本会には次の役員を置く  
会 長 1名 佐々木順次  
会 計 2名 稲田 治子 森 廣子  
会計監査 1名 岡崎 淳三  
事務局 2名 高橋 一智 上山 明  
班 長 4名 事務局に所属  
副班長 4名 事務局に所属  
アシスタント 若干名
- (2) その他、必要に応じ役割担当を定めることができる

## 第5条 運営

- (1) 本会は毎年一回総会を開催し、協議決定する  
・役員を選出  
・予算及び決算  
・年間行事の細目
- (2) その他、本会の活動に必要な事項が生じた場合は総会を開催し協議のうえ、変更することができる
- (3) 総会の決議は会員の過半数により決定する

## 第6条 講座の期間と日程

- (1) (自)平成 27 年 1 月～平成 27 年 12 月とする
- (2) 第 2 及び第 4 水曜日(午前 10 時～午後 3 時)とする
- (3) 補習授業は必要に応じ別途決定する

## 第7条 講座コース

- (1) 別紙、本クラブのカリキュラムに準じる

## 第8条 会計

- (1) 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日～12 月 31 日とし、以下の会費で以って運用する(会費は月会費と必要時に都度分担金として会計が徴収する)
- (2) 月会費は1,300円を納付する
- (3) 月会費は毎年1月、4月、7月、10月の初回授業日に三ヶ月分前納する  
又、積立金として3ヶ月分100円を同時に納入する  
途中入会者は、入会月を含む前納3ヶ月分の残月数分を納入する  
積立金の100円も同時に納入する
- (4) 都度分担金はクラブ活動の分担費でその都度納付する
- (5) 新規入会者は入会金として2,000円を納付する
- (6) 会費は途中脱会しても返金は行わない